タ―四―エン―三α・十七β―ジオール、アンドロスタ―四―エン―三β・十七α―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三α・十七α―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三α・十七β―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三β・十七α―ジオール、四―アンドロステンジオール（アンドロスタ―四―エン―三β・十七β―ジオール）、五―アンドロステンジオン（アンドロスタ―五―エン―三・十七―ジオン）、エピ―ジヒドロテストステロン、エピテストステロン、三α―ヒドロキシ―五α―アンドロスタン―十七―オン、三β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタン―十七―オン、十九―ノルアンドロステロン、十九―ノルエチオコラノロン

注1　この1の規定の適用上、「外因性」とは、体内で通常自然に生成されない物質についていう。

注2　この1の規定の適用上、「内因性」とは、体内で自然に生成する物質についていう。

S1.2　他のたんぱく同化剤には、少なくとも次のものを含む。

クレンブテロール、選択的アンドロゲン受容体モジュレーター類（SARMs）、チボロン、ゼラノール、ジルパテロール

S2　ペプチドホルモン、成長因子及びそれらの関連物質

次の物質及びその物質の放出因子は、禁止する。

1　赤血球新生刺激剤（例えば、エリスロポエチン（EPO）、ダルベポエチン（dEPO）、低酸素誘導因子（HIF）安定剤、メトキシポリエチレングリコール―エポエチンベータ（持続性エリスロポエチン受容体活性化剤（CERA））、ペジネサタイド（ヘマタイド））

2　男性について、絨毛性腺刺激ホルモン（CG）及び黄体形成ホルモン（LH）

3　インスリン類

4　コルチコトロピン類

5　成長ホルモン（GH）、インスリン様成長因子―一（IGF―1）、線維芽細胞成長因子類（FGFs）、肝細胞成長因子（HGF）、機械的成長因子類（MGFs）、血小板由来成長因子（PDGF）、血管内皮細胞成長因子（VEGF）及び筋、腱若しくは靱帯のたんぱく質の合成若しくは分解、血管新生、エネルギーの利用、再生能力又は線維型の変換に作用する他の成長因子

これらに加え、類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質についても、禁止する。

S3　ベータ―二作用剤

すべてのベータ―二作用剤（適当な場合には両方の光学異性体を含む。）は、禁止する。ただし、製造者が勧告する治療法に従うことを条件として、吸入によって使用するサルブタモール（二十四時間に最大で千六百マイクログラム）及びサルメテロールを除く。

尿中一ミリリットルにつき千ナノグラムを超えるサルブタモールの存在は、その物質の意図された治療目的使用には当たらないと推定し、その異常な結果が治療目的の量（二十四時間に最大で千六百マイクログラム）のサルブタモールを吸入によって使用した結果であることを管理の下にある薬物動態試験により競技者が証明する場合を除くほか、違反の疑われる分析結果とみなす。

S4　ホルモン拮抗剤及びモジュレーター類

次のものは、禁止する。

1　アロマターゼ阻害薬（少なくとも次のものを含む。）

アミノグルテチミド、アナストロゾール、アンドロスタ―一・四・六―トリエン―三・十七―ジオン（アンドロスタトリエンジオン）、四―アンドロステン―三・六・十七トリオン（六―オキソ）、エキセメスタン、ホルメスタン、レトロゾール、テストラクトン

2　選択的エストロゲン受容体モジュレーター類（SERMs）（少なくとも次のものを含む。）

ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン

3　その他の抗エストロゲン物質（少なくとも次のものを含む。）

クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント

4　ミオスタチンの機能を緩和する薬剤（少なくとも次のものを含む。）

ミオスタチン阻害剤

S5　利尿剤その他の隠ぺい剤

隠ぺい剤は、禁止する。隠ぺい剤には、次のものを含む。

利尿剤、デスモプレシン、血漿増量剤（例えば、グリセロール、静脈内に投与するアルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン及びマンニトール）、プロベネシド及び類似の生物学的効果を有する物質

利尿剤には、次のものを含む。

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類（例えば、ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド）、トリアムテレン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質（禁止されていないドロスペリノン、パマブロム並びに局所に使用するドルゾラミド及びブリンゾラミドを除く。）

閾値を限度とする使用を条件とする物質（サルブタモール、モルヒネ、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン及びプソイドエフェドリン）を利尿剤その他隠ぺい剤とともに競技会又は競技会外で使用する場合には、利尿剤その他隠ぺい剤に関して許与される治療目的使用の除外措置に加え、当該物質に関する治療目的使用の除外措置が許与されることを要する。

禁止される方法

M1　酸素の運搬能力の強化

次のことは、禁止する。

1　血液ドーピング（自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物（由来を問わない。）の使用を含む。）を行うこと。

2　少なくとも次の物質の使用により、酸素の摂取、運搬又は到達を人為的に促進すること。ただし、補給のための酸素を除く。

ペルフルオロ化合物、エファプロキシラール（RSR13）及び修飾ヘモグロビン生成物（例えば、ヘモグロビンに基づく血液代替物、ヘモグロビンのマイクロカプセル生成物）

M2　化学的及び物理的な操作

次のことは、禁止する。

1　ドーピング管理において採取された検体の信頼性及び有効性を変化させるため、当該検体を不当に改変すること又は不当な改変を企てること。このような改変には、少なくともカテーテルの使用並びに尿のすり替え及び混入（例えば、プロテアーゼ）を含む。

2　静脈内注入を行うこと。（入院又は臨床検査において正当に受けるものを除く。）

3　全血を採取し、操作し、循環器に再注入する一連の処置を行うこと。

M3　遺伝子ドーピング

次のことは、スポーツの能力を強化する可能性があるため、禁止する。

1　核酸又は核酸配列を移転すること。

2　正常な又は遺伝子が改変された細胞を使用すること。

3　遺伝子の発現を変化させることによってスポーツの能力に影響を及ぼすことが知られている機能に直接又は間接に作用する薬剤を使用すること。例えば、ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（PPARδ）作用剤（例えば、GW1516）及びペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ―アデノシン一リン酸（AMP）活性化プロテインキナーゼ（AMPK）系作用剤（例えば、五―アミノイミダゾール―四―カルボキサミド―一―β―D―リボフラノシド（AICAR））は、禁止する。